

古文書倶楽部

【発行】

秋田県公文書館

2018.5

第83号

水害に悩む人々

『岡本元朝日記』より

昨年は集中豪雨が相次ぎ、全国各地で大水害が頻発しました。秋田県も例外ではなく、河川の氾濫や道路の冠水、家屋への浸水等に悩まされたのは記憶に新しいところです。文明や科学の発達した現代でも、こうした自然の脅威に対抗するのは容易なことではありません。当然、今から数百年前の人々にとって、それらが今以上の脅威だったことは想像に難くないです。では、刊行中の「岡本元朝日記」第四巻に見られる水害関係の記事を幾つか見てみましょう。

①宝永元年六月廿六日条より

下野国阿蘇郡之内並木村比企長左衛門殿御代官所、当月十三日昼七ツ時大雨致洪水龍下り、民家五軒押潰死人当サ二壱人貳人ハ半死半生・・・（以下省略）

宝永元（一七〇四）年六月十三日に下野国（栃木県）で大雨に伴う洪水によって家屋が五軒倒壊し、死傷者が出たと

号壊し、死傷者が出たと
いう内容です。古代の
第83号
中国では龍（竜）は雨
や洪水を司る天の守護
者たる神聖な存在と考
えられていました。こ
の日の記述には「洪水
龍下り」との記述があ
ります。増水して川が



竜の絵（吉田26）

今年の「古文書解説講座」は、七月六日（金）と十三日（金）を初級者向けの内容で、七月二十日（金）と二十七日（金）を中・上級者向けの内容で開催します。受付は五月十七日（木）開始です。

氾濫する様子を龍の姿と重ねて表現したのでしようか。当館の所蔵史料「竜の絵」（吉田二六）に描かれた龍を見ながら、濁流の中を泳いでいく龍の姿を想像してみてください。

②宝永元年七月五日条より

本莊筋昨日大洪水にて、津輕越中守殿始何も此辺御屋敷御座候衆ハ御退候て御越之由、急ニ水押入候故下々ハはたか二て退候よし、千寿近郷角田川近郷二ハ家流入死有之由申候也・・・（以下省略）

洪水の激しさと人々の慌てる様子がわかりやすく表現されていますね。「下々ハはたか（裸）にて」ということで、身分が低い者たちは、着の身着のままでとにかく必死に逃げるしかなかったということが一目瞭然です。死んでしまつては終わりですから、賢明な判断と言えます。災害はいつ起きるかわかりません。いざという時には必要最小限の物しか持てない事態も想定されます。必需品の在処は要チェックです！

③宝永元年七月七日条より

去月廿四日申刻秋田出足之御飛脚、道中なべ掛川洪水故黒羽へかゝり候処是も通不成逗留いたし（中略）くりはし御番所も去晦日流候由、家共多流人死も候由申候、此方去廿九日立候御飛脚ハ、くりはし辺松木ノ上へ登り候而三ヶ日居候ヲ、古川より生舟出シ候て・・・（以下省略）

六月二十四日に秋田を出発したものの、洪水の影響で黒羽での足止めを余儀なくされた飛脚がさらに、「くりはし辺松木ノ上へ登り候而三ヶ日居候」と、栗橋の辺りで、松木の上で三日間を過ごしたことが記されています。流木や倒壊した家屋の上において難を逃れたというのは、

東日本大震災で津波が発生した際にも見られた光景です。それと単純な比較はできませんが、家屋を倒壊させるほどの洪水から身を守ろうとしたわけですから、この時の飛脚の必死さは容易に想像がつかます。「よく頑張ったね」と、労いの言葉をかけてあげたい気持ちになります。

④宝永元年八月廿八日条より

松平土佐守様御領分土佐国、七月朔日同四日同十七日風雨洪水ニて御損亡御座候由、田八四百四拾五石余・・・（以下省略）

⑤宝永元年九月廿三日条より

細川越中守様御領分肥後之國・豊後国両國之内、去月廿三日強風雨ニ而田畑七百貳拾壹丁余御損亡、其外所々・・・（以下省略）

⑥宝永元年九月廿五日条より

小笠原信濃守様御領内豊後國中津、去月廿三日より廿四日迄大風雨にて洪水、田畑五千石余其外御損亡多候よし（中略）有馬中務大輔様御領内筑後国久留米、去月廿三日より之大風雨洪水ニて八万五千三百七十八斗亡損、・・・（以下省略）

洪水によって田畑が受けた被害が記された記事です。八月／＼九月にかけては、西日本は台風も上陸しやすいですし、被害も大きくなったのでしよう。数字の大きさだけで判断してはいけません。⑥の記事で「五千石余」の田畑を損失したという豊後国中津（大分県）の被害状況は極めて深刻なものだったと推測できます。

今回取り上げた①～⑥の記事は、「岡本元朝日記」第四巻の「くく」一部にすぎませんが、日記を読み進めていきますと、地震に関する記事も頻繁に出てきます。今以上に自然災害が人々にとつての大きな脅威だったことがわかります。石碑や古文書に記された古人の記録は、進んだ文明社会に生きる私たちに、時に警告を与えてくれます。過去の出来事を教訓に、水害や地震等の自然災害への対策や備え、忘れないよう努めていかなければいけませんね。【村山純一】

古文書こぼればなし

近世寺社史料の効用

～仙北高善寺の縁起から～

江戸時代に入り幕府は宗教政策の一環として、寺社に対し邪教排除の目的からその由緒の調査を始めました。それに応じて秋田藩では寺社奉行を通して、領内の寺社に由緒書の提出を求めました(『国典類抄』嘉部四)。そこで各寺社はこれまで所持してきた縁起の内容を要約して藩に提出しました。その内容を読むと、意外に中世社会における寺社の実態に迫りうる内容が含まれていることが分かります。

一般に「縁起」と言えば信者への布教や宣伝的な側面が強調され、誇張された表現の多さから、史料活用の上では敬遠されがちでした。ところが、最近では内容の厳密な分析と、他の良質な史料を対比することで、近世以前の社会状況が浮かび上がってくるのが理解されるようになりました。

(2018年5月号)
今回取り上げる「高寺山別当高善寺届書」(AS一八五―一四―一)も注目すべき内容を有する史料です。この高善寺(現大仙市峰吉川)は古代に起源を持つ真言宗の名刹です。届書の実名称は「仙北高寺山縁起承伝申候覚」であり、「高寺観世音御縁起」の一部を抜粋したものと推定されます。

号 38
まず、江戸期の記録から見ていきますと、第一に慶長六(一六〇一)年、百石所持していた寺領が八百刈の祭祀料だけに削られました。やがて明暦二(一六五六)年に至って当高八石三斗八升七合の判紙が交付され、その地位が確定します。それと同時に、小山田村(現仙北市西木)新(真)山寺の門中を離れ、一乗院の門中に帰属させられました。この届書の提出時期は万治二(一六五九)年頃と推定されます。

それでは伝承部分の核となる近世以前の部分に踏み込んでみたいと思います。まず、この寺院の起源は養老二(七一八)年とされ、平安期には坂上田村麻呂、清原武則など実在の人物が登場します。しかし、これらの人物が当寺院と具体的に関係を持ったということを証明できる良質な史料は見当たりません。たとえば、寺院がその時期から存在しているも歴史的に評価できる事項は知り得ません。

しかし、十三世紀になると具体的な記事が出てきます。すなわち、建保六(一二一八)年二月、高寺山観世音寺(高善寺の前身)は秋田城介藤原朝臣景盛入道によって再興され、「以テ山下之地百石知行トシテ寺領ニ寄セ堰添ノ田八百刈ヲ祭司ニ宛ルト也」との証文を得たと記しています。ここに登場する安達景盛は鎌倉幕府の重臣であります。幕府は承久の乱(一二三二)後の出羽国の支配権を強化するために景盛を秋田城介に任命しました。何故なら、出羽国の場合、乱後も朝廷の公家が継続して国守に任命されており、複雑な土地支配の解決には、強い武力行使が必要とされる事情がありました。

そこにこの由緒書の歴史的背景が浮かび上がってきます。まず観世音寺が仙北峰吉川周辺にかなりの寺領を開発し、所有していたことが前提として考えられます。しかも、その耕作のための灌漑用水となる堤の管理権も所持していたことです。秋田城介である安達氏はその宗教的な寺院の権威を承認しつつ、地域支配の安定を意図した政策を展開していたことが読み取れます。なお、その堤は改良を加えつつ今日の前沢堤や小芦沢堤として現在に至っております。

このように安達氏が地域の民政に関わった事例は他にも見られます。「高尾山権現縁起」(『羽陰温故誌』)もその一つです。高尾山蔵王権現(現秋田市雄和)は古代以来の伝承をもつ由緒ある古社であります。その記録によれば、弘安六(一二八三)年六月、「陸奥守平泰盛社堂僧

ヲ再興シテ多顕日々新タナリ」とある点が注目されます。この平泰盛(安達景盛の孫)も秋田城介を経験しております。当時はモンゴル襲来の直後で、全国が緊張に包まれていました。そのため、幕府は全国の寺社に外敵退散の祈禱を命じています。当然ながら、秋田城介の寺社への保護・統制が加えられたと思われます。これら縁起の内容を厳密に検討してゆけば、江戸期に成立してくる寺社縁起は(すべてを鵜呑みにするのは危険ですが)、近世以前の歴史像を構築する上で価値ある史料に成り得ると考えます。

【加藤民夫】



高善寺前景